

資 料

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 2 第三次子ども読書活動推進基本計画について
- 3 施策所管課一覧
- 4 ひたちなか市内の図書館，学校等施設一覧



資料１ 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

資料2 第三次子ども読書活動推進基本計画について

第三次「子ども読書活動推進基本計画」について

平成25年5月
文部科学省スポーツ・青少年局青少年課

経 緯	《参考1》子どもの読書活動の推進に関する法律(H13) 一抄一
○H13年12月 「子どもの読書活動の推進に関する法律」成立	第8条
○H14年8月 「第一次基本計画」閣議決定 (H15年度～19年度)	1項 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 <u>子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定しなければならない。</u>
○H20年3月 「第二次基本計画」閣議決定 (H20年度～24年度)	2項 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
○H23年9月 「国民の読書推進に関する協力者会議」報告書	3項 前項の規定は、子ども読書推進基本計画の変更について準用する。
○H24年7～12月 関係団体、有識者ヒアリング	
○H24年12月 中教審スポーツ・青少年分科会 「第三次基本計画(骨子案)」について	
○H24年12月 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(告示)」改正	
○H25年3月～4月 「第三次基本計画(案)」パブリックコメント	
○H25年3月 中教審スポーツ・青少年分科会	
○H25年5月17日(金) 「第三次基本計画」閣議決定	

《参考2》子どもの読書量

小学生、中学生、高校生と学校段階が進むにつれて、子どもたちが読書をしなくなる傾向にある。

【1ヶ月に1冊も本を読まない子どもの割合】

学校段階	H12	H15	H18	H21	H24
小学生	58.8%	58.7%	50.2%	47.0%	53.2%
中学生	43.0%	31.9%	22.7%	13.2%	16.4%
高校生	16.4%	9.3%	6.0%	5.4%	4.5%

出典：【第58回学校読書調査】
▼調査(社)全国学校図書館協議会、毎日新聞社
▼調査時期 平成24年6月

第三次「子ども読書活動推進基本計画」の概要①

1. 第三次子ども読書推進計画とは 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、今後おおむね5年(H25-29年度)にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするもの																			
2. 現状と課題 《現状》 ①図書館数 (H20年度) 3,165館 → (H23年度) 3,274館 ②児童への貸出冊数(年間) (H19年度) 約1億3,420万冊 → (H22年度) 約1億7,956万冊 ③読解力 (H18年度) 15位/57か国 → (H21年度) 8位/65か国 《課題》 ①学校段階における差が依然として大きい ※不読率 (H24) <table> <tr> <td>小学生</td><td>4.5%</td></tr> <tr> <td>中学生</td><td>16.4%</td></tr> <tr> <td>高校生</td><td>53.2%</td></tr> </table> 1ヶ月に1冊も本を読まない子どもの割合 ②地域間の取組の差が大きい <table> <tr> <td></td><td>市</td><td>町</td><td>村</td></tr> <tr> <td>※市町村計画策定率(H23年度)</td><td>71.1%</td><td>41.0%</td><td>29.7%</td></tr> <tr> <td>※市町村別公立図書館設置率(H23年度)</td><td>98.3%</td><td>60.1%</td><td>25.0%</td></tr> </table>	小学生	4.5%	中学生	16.4%	高校生	53.2%		市	町	村	※市町村計画策定率(H23年度)	71.1%	41.0%	29.7%	※市町村別公立図書館設置率(H23年度)	98.3%	60.1%	25.0%	
小学生	4.5%																		
中学生	16.4%																		
高校生	53.2%																		
	市	町	村																
※市町村計画策定率(H23年度)	71.1%	41.0%	29.7%																
※市町村別公立図書館設置率(H23年度)	98.3%	60.1%	25.0%																
3. 基本的方針 ①家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組 - 家庭、地域、学校が担うべき役割の明確化。 国、地方公共団体、民間団体等が連携を図りながら子どもたちが読書に親しむ機会を提供。 ②子どもの読書活動を支える環境を整備 - 読書環境の地域格差の改善。 - 読書に親しむ機会の提供、施設・設備の整備。 ③子どもの読書活動に関する意義の普及 - 読書活動の意義の普及に努め、社会的機運の醸成を図る。																			

4. 推進体制等 ①国 関係省庁、地方公共団体、学校、図書館、民間団体等との連携を深めるとともに、子どもの読書活動を推進するための関連情報を収集、提供する。 不読率の改善 <table> <tr> <th>《現状(H24)》</th><th>【指標(H29)】</th><th>《参考(H34)》</th></tr> <tr> <td>小学生 4.5%</td><td>→ 3%以下</td><td>→ 2%以下</td></tr> <tr> <td>中学生 16.4%</td><td>→ 12%以下</td><td>→ 8%以下</td></tr> <tr> <td>高校生 53.2%</td><td>→ 40%以下</td><td>→ 26%以下</td></tr> </table> 今後10年間で不読率の「半減」を目指す ②地域 都道府県・市町村は「子ども読書活動推進計画」を策定する(法第9条)。 都道府県は100%の策定率だが、市町村はさらなる策定を目指す。 市町村推進計画の策定率の向上 <table> <tr> <th>《現状(H23)》</th><th>→</th><th>【指標(H29)】</th></tr> <tr> <td>市 71%</td><td>→</td><td>100%</td></tr> <tr> <td>町村 39%</td><td>→</td><td>70%以上</td></tr> </table> ③子どもと本をつなぐネットワーク 子どもと本をつなぐ全ての人の連携を促進するため、国、地方公共団体、民間団体が各々の活動内容を充実させ、連携・協力を図る。	《現状(H24)》	【指標(H29)】	《参考(H34)》	小学生 4.5%	→ 3%以下	→ 2%以下	中学生 16.4%	→ 12%以下	→ 8%以下	高校生 53.2%	→ 40%以下	→ 26%以下	《現状(H23)》	→	【指標(H29)】	市 71%	→	100%	町村 39%	→	70%以上	
《現状(H24)》	【指標(H29)】	《参考(H34)》																				
小学生 4.5%	→ 3%以下	→ 2%以下																				
中学生 16.4%	→ 12%以下	→ 8%以下																				
高校生 53.2%	→ 40%以下	→ 26%以下																				
《現状(H23)》	→	【指標(H29)】																				
市 71%	→	100%																				
町村 39%	→	70%以上																				

第三次子ども読書活動推進基本計画の概要②

5. 子どもの読書活動の推進のための方策

① 家 庭

◆家庭での読書の習慣づけ

・理解の促進

・ブックスタート

(乳児健診時に、読み聞かせ方法の説明・絵本の配本を実施)

④ 民間団体等

◆読書週間等のキャンペーンの実施

◆民間団体等の活動支援 (子どもゆめ基金)

◆ボランティアグループ、企業の社会貢献活動

⑤ 普及啓発活動

◆「子ども読書の日」(4月23日)

◆「文字・活字文化の日」(10月27日)

◆優れた取組の奨励

・優れた実践をしている学校、図書館、民間団体、個人を表彰

・家庭ふれあい読書(家読)等の推進

・書評合戦(ビブリオバトル)の推奨

・読書活動を通じた国際交流の推進

◆優良な図書の普及

児童福祉文化財として推薦される優良図書を図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等に配布

② 地 域

◆図書館の役割と取組

・図書館による読書活動に関する情報提供の推進(全ての図書館でインターネット等を活用した情報提供)

・学校図書館との連携強化

・ボランティア活動の促進(ボランティア登録制度等)

◆図書館の機能強化

①公立図書館の整備

・都道府県100%、市98.3%、町60.1%、村25.0%

・未設置の市町村においては、住民の生活圏、図書館の利用圏等を考慮し、図書館の設置に努める

②図書館の資料、施設等の整備・充実

・「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(告示)(H24年12月)を踏まえ、以下を推進

・移動図書館の活用

・情報化の推進(オンライン閲覧目録(OPAC)等の導入)

・子どもの利用のためのスペース整備(児童室等)

・障害のある子どものための諸条件の整備・充実(点字資料、大活字本、録音資料等)

・運営状況に関する評価等の実施

◆司書・司書補の適切な配置・研修の充実

◆その他

・「国際子ども図書館」と学校図書館等の連携

・大学図書館の知見や資料の活用

・児童館での読み聞かせやお話会

③ 学 校 等

◆幼稚園、保育所、認定こども園

幼稚園教育要領・保育所保育指針に基づき、絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備

◆小学校、中学校、高等学校等

①学習指導要領

言語に関する能力の育成や人間形成や情操の涵養に重要な読書活動を充実

②読書習慣の確立、読書指導の充実

・全校一斉読書活動

・児童生徒による図書紹介

・卒業までの読書目標の設定

・障害のある子どもの読書活動の推進

◆学校図書館の資料、施設等の整備・充実

①学校図書館図書整備5か年計画

《地方交付税措置》(H24-28年度)

・学校図書館図書標準

単年度約200億円(総額約1,000億円)

・学校図書館への新聞配備

単年度約15億円(総額約75億円)

②学校図書館図書標準の達成

現状(H23年度末)

小学校 56.8%

中学校 47.5%

⇒ 学校図書館図書標準の達成

◆学校図書館の情報化

・コンピューターの整備、図書情報のデータベース化等

◆司書教諭、学校司書等の人的配置の推進

《学校司書の配置に対する地方交付税措置》

H24年度から単年度約150億円

3

資料3 施策所管課一覧

「第3章 子どもの読書活動の推進のための方策」に掲げる施策の所管課をまとめました。

1 幼児期からの読書活動の推進

(1) 幼稚園や保育所（園）における子どもの読書活動の推進

No.	施策項目	所管課
①	本に親しむ機会の設定	学務課 児童福祉課
②	読書への興味・関心を高めるための取組	学務課 児童福祉課
③	幼稚園や保育所（園）等と市立図書館の連携	学務課 児童福祉課
④	保護者への読み聞かせ啓発	学務課 児童福祉課
⑤	教職員等に対する啓発	学務課 児童福祉課
⑥	読み聞かせの場の確保と環境整備	学務課 児童福祉課

(2) 幼稚園や保育所（園）における図書スペースの確保と選書の工夫

No.	施策項目	所管課
①	図書スペースの確保	学務課 児童福祉課
②	絵本の整備	学務課 児童福祉課

2 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

No.	施策項目	所管課
①	ブックスタート事業の実施	図書館
②	保護者を対象とした講座等の開催	図書館
③	家庭での読み聞かせの促進	児童福祉課

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

I 市立図書館における子どもの読書活動の推進

◎市立図書館資料の充実

No.	施策項目	所管課
①	魅力ある蔵書構成の推進	図書館
②	図書資料（児童書）の充実	図書館

◎年代や特性に応じた資料の充実

No.	施策項目	所管課
①	多様なジャンルの本の収集	図書館
②	ティーンズコーナーの充実	図書館
③	大型絵本・大型紙芝居の充実	図書館
④	資料のユニバーサル化の推進	図書館

◎子どもの市立図書館利用拡大

No.	施策項目	所管課
①	図書館への理解を深める機会の提供	図書館
②	図書館の利用層拡大	図書館
③	中高生の利用拡大	図書館
④	図書館ホームページの活用	図書館
⑤	図書館サービスの拠点の充実	図書館
⑥	図書館内の整備	図書館
⑦	情報化時代に対応したサービスの提供	図書館
⑧	幼稚園や保育所（園）等への貸出やPRの実施	図書館
⑨	さまざまな図書に親しむ機会の提供	図書館

◎幼児や児童への読み聞かせの推進

No.	施策項目	所管課
①	おはなし会（読み聞かせ会）の実施	図書館
②	ボランティア団体の派遣	図書館
③	ボランティアの養成・研修の実施	図書館
④	季節にあわせた行事の開催	図書館

Ⅱ 関係機関や民間団体とのネットワークの構築

No.	施策項目	所管課
①	関係機関や民間団体との連携	図書館

Ⅲ 学童クラブにおける子どもの読書活動の推進

No.	施策項目	所管課
①	読書や読み聞かせの実施	青少年課
②	職員の読み聞かせ研修の実施	青少年課

3 学校における子どもの読書活動の推進

(1) 児童生徒の読書習慣の確立・読書活動の充実

◎読書に対する校内体制の充実

No.	施策項目	所管課
①	教職員に対する読書活動の意識啓発	指導課
②	学校図書館の蔵書の充実	指導課 学務課
③	司書教諭研修の実施	指導課
④	市立図書館との連携	指導課
⑤	司書教諭補助員の配置	指導課

◎学校における読書活動の充実

No.	施策項目	所管課
①	全校一斉の読書活動の実施	指導課
②	読書への意識付け	指導課
③	読書に親しんでいる児童生徒への賞賛	指導課
④	読書環境の工夫・改善の推進	指導課
⑤	多様な本と出会う機会の充実	指導課
⑥	読書活動ボランティアの活用	指導課

(2) 学習指導における読書活動の推進

No.	施策項目	所管課
①	課題解決的な学習の取り入れ	指導課
②	学習指導における学校図書館の活用推進	指導課
③	学習指導における市立図書館の活用推進	指導課

(3) 学校図書館の図書資料や読書環境の充実・改善

◎学校図書館の図書資料整備

No.	施策項目	所管課
①	学校図書館図書資料の整備	学務課
②	図書資料の定期的な更新	学務課

◎学校図書館における読書環境の充実・改善

No.	施策項目	所管課
①	子どもが利用しやすい空間の創出	学務課
②	蔵書データベースを活用した読書環境の充実・改善	指導課

(4) 障がいのある児童の読書活動の推進

No.	施策項目	所管課
①	障がいの状態に応じた教育活動の中での読書活動の体験の充実	指導課 学務課
②	障がいのある子どもに配慮した学校図書館の環境整備	指導課 学務課

資料4 ひたちなか市内の図書館、学校等施設一覧

(平成29年4月1日現在)

市立図書館

施設名	住所	電話番号
中央図書館	元町 5-3	273-2247
中央図書館津田分室	津田 2732 (津田コミュニティセンター内)	275-1345
那珂湊図書館	鍛冶屋窪 3566	263-5499
佐野図書館	高場 1362-1	270-3811

図書室のある施設

施設名	住所	電話番号
1 中地区コミュニティセンター	長堀町 3-4-1	275-2671
市毛コミュニティセンター	市毛 980	272-3766
前渡コミュニティセンター	馬渡 2980-1	274-7727
大島コミュニティセンター	外野 1-1-1	274-1226
田彦コミュニティセンター	田彦 950-128	274-5222
平磯コミュニティセンター	平磯 1350	263-7630
総合福祉センター	西大島 3-16-1	274-3241
金上ふれあいセンター	金上 562-1	354-4170
那珂湊児童館	海門町 1-6-9	263-2492

市立保育所

施設名	住所	電話番号
佐野保育所 (平成30年3月末閉所予定)	高野 2321-2	285-1539
東石川保育所	東石川 1495	273-7427

施設名	住所	電話番号
つだ保育所	津田 1950-1	273-5360
那珂湊第一保育所	西十三奉行 13214-2	262-4902
那珂湊第二保育所	平磯町 304	263-1223

私立保育園

施設名	住所	電話番号
勝田保育園	東石川 3-5-1	274-0181
前渡ふたば保育園	馬渡 674-2	272-3814
つくし学園	馬渡 2895-20	272-5708
はなのわ保育園	西光地 1-6-3	273-0493
勝田すみれ保育園	枝川 2560	273-4530
たんぽぽ保育園	中根 4506-1	273-8242
たかば保育園	高場 1615	297-6200
なかや保育園	佐和 612-3	285-4808
勝田あすなろ保育園	武田 901-2	274-7767
清心保育園	高野 1782-5	202-0300
野いちご保育園	大成町 12-2	354-0150
金上保育園	金上 1235-1	219-5130
堀川保育園	八幡町 5-14	263-5321
平磯保育園	平磯町 2984-1	262-3242
湊保育園	湊中央 1-7-17	262-3950
柳沢保育園	柳沢 454-3	263-5800
海の子保育園	磯崎町 4625-10	219-6818

市立幼稚園

施設名	住所	電話番号
勝倉幼稚園	勝倉 3010	272-3614
市毛幼稚園	市毛 827	272-5881
佐野幼稚園	稲田 25	285-0924
高野幼稚園	高野 216-1	285-3125
東石川幼稚園	東石川 1-1-3	274-8571
那珂湊第一幼稚園	山ノ上町 1-1	262-4443
那珂湊第二幼稚園	富士ノ上 10-1	262-2417
那珂湊第三幼稚園 (平成 30 年 3 月末まで仮園舎)	西十三奉行 13251-1 (平磯町 304)	263-3271
平磯幼稚園 (休園中)	平磯町 304	
磯崎幼稚園	磯崎町 4598	265-7207

私立幼稚園

施設名	住所	電話番号
勝田第一幼稚園	勝田本町 13-2	273-6391
勝田第二幼稚園	津田 1929	274-7107
はなのわ幼稚園	東石川 2759-2	272-4417
栄光幼稚園	松戸町 1-16-10	272-2098
明成幼稚園	高場 1135	285-0141
明成田彦幼稚園	田彦 1400-5	274-1470

市立小学校

施設名	住所	電話番号
中根小学校	中根 1863	272-2742
勝倉小学校	勝倉 3010	272-2546
三反田小学校	三反田 3065	272-3443
枝川小学校	枝川 160	221-5619
東石川小学校	東石川 1-1-1	272-2308
市毛小学校	市毛 825	272-2747
前渡小学校	馬渡 309	272-6443
佐野小学校	稲田 76	285-0347
堀口小学校	堀口 588	272-2866
高野小学校	高野 474	285-1772
田彦小学校	田彦 1457	274-2665
津田小学校	津田東 1-1-1	274-2010
長堀小学校	長堀 3-5-1	274-5800
外野小学校	外野 1-30-1	274-2851
那珂湊第一小学校	山ノ上町 1-1	262-2450
那珂湊第二小学校	富士ノ上 10-1	262-2744
那珂湊第三小学校	西十三奉行 13251-1	262-2859
平磯小学校	平磯町 250	262-2709
磯崎小学校	磯崎町 4598	265-7172
阿字ヶ浦小学校	阿字ヶ浦町 744	265-8205

市立中学校

施設名	住所	電話番号
勝田第一中学校	大成町 38-1	272-2416
勝田第二中学校	市毛 979	272-2624
勝田第三中学校	馬渡 2982	272-5215
佐野中学校	佐和 1504	285-0207
大島中学校	東大島 4-6-1	272-3930
田彦中学校	田彦 1442-1	274-9383
那珂湊中学校	廻り目 2896	262-4349
平磯中学校	平磯町 3550	262-2509
阿字ヶ浦中学校	阿字ヶ浦町 610	265-7174

県立学校

施設名	住所	電話番号
勝田高等学校	足崎 1458	273-7411
勝田工業高等学校	松戸町 3-10-1	272-4351
佐和高等学校	稲田 636-1	285-1819
那珂湊高等学校	山ノ上町 4-6	262-2642
海洋高等学校	和田町 3-1-26	262-2525
勝田特別支援学校	高場 2452	285-5644

国立学校

施設名	住所	電話番号
茨城工業高等専門学校	中根 866	272-5201
茨城大学教育学部附属特別支援学校	津田 1955	274-6712